

令和7・8年度
名護市入札参加資格審査申請要領
(測量及び建設コンサルタント等業務)

市内業者・市外業者用
(沖縄県内に本店のある事業者)

名護市総務部工事契約検査課

本市が発注する測量及び建設コンサルタント等業務について、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの期間に競争入札に参加しようとする者は、この要領により申請書を提出してください。

1 受付番号について

受付番号は前回（令和5・6年度）の入札参加申請で使用したものと同一番号を使用しますので、名護市ホームページに掲載した「受付番号確認表」の中から自社の番号を確認して使用してください。「受付番号確認表」にない者（前回申請していない者）については、番号無しのままで申請してください。

2 業種区分

入札参加資格審査の申請に係る業種区分は、次の8業種です。

- (1) 測量業務
- (2) 建築関係コンサルタント業務（建築設計・設備設計）
- (3) 土木関係コンサルタント業務
- (4) 地質調査業務
- (5) 補償コンサルタント業務
- (6) 磁気探査業務
- (7) 登記手続業務
- (8) 調査業務（環境調査等）

3 入札参加資格

入札参加資格審査に申請できるのは、次に掲げる要件の全てを満たしている者としてします。

- (1) 営業を開始して1年以上の者であること。（令和7年3月31日時点）（登記簿又は国税事務所への開業届出書等の公的書類により事業者として現に営業していたか確認します。）
- (2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (3) 社会保険に加入していること。（個人事業所で、従業員が4人以下のため適用が除外されている場合を除く。）
- (4) 雇用保険に加入していること。（従業員が1人もいないため適用が除外されている場合を除く。）
- (5) 代表者及び法人（営業所含む。）に名護市市民税等に滞納がないこと。
 - ① 市県民税（特別徴収・普通徴収）
 - ② 法人市民税
 - ③ 固定資産税
 - ④ 国民健康保険税（該当者のみ）
- (6) 調査業務を除く7業種については、その申請する業種ごとに「資格区分コード表（測量及び建設コンサルタント等業務）」の業種区分に応じた技術者（「水産工学士」を除く。）のうち、いずれか1人以上が常勤で所属していること。なお、他業者との重複登録は認められません。
- (7) 申請する業種において過去2年間（令和6年11月30日時点）に業務実績があること。（業務実績には公共又は民間、元請け又は下請けも含む。）
- (8) 名護市暴力団排除条例（平成23年条例第7号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接に関係を有する者ではないこと。
- (9) 労働安全衛生法に定める健康診断を実施していること。（市内業者のみ）
（一人親方等の雇用主においても健康診断を実施していることを要件とします。）
- (10) 測量業務、建築関係コンサルタント業務（建築設計）、登記手続業務及び補償関係コンサルタント業務（不動産鑑定）を申請する者は、次の要件まで満たしていること。
 - ① 測量業務を希望する者は、測量法第55条の5の規定による登録を受けていること。

- ② 建築関係コンサルタント業務中、建築設計を希望する者は、建築士法第23条の3の規定による登録を受けていること。
- ③ 登記手続業務を希望する者は、土地家屋調査士法第8条の規定による登録を受けていること。
- ④ 補償関係コンサルタント業務中、不動産鑑定を希望する者は、不動産の鑑定評価に関する法律第24条の登録を受けていること。

4 事務所の条件

申請する事務所は、次の各号の要件を備えていること。

- ①契約、見積、入札等について実質的な業務が行えること。
- ②看板及び建築士法又は測量法等で定める標識が設置され、かつ、机等の備品類、電話、コピー機、パソコン等の事務機器類等を備え、居住部分とは明確に区分された事務所として営業の実態が確認できること。
- ③本市からの問い合わせ等について対応できる従業員が常勤していること。
- ④事務所の建物が建築基準法等の法令等に違反していないこと。

※条件を満たさないと認められるものの例

- ・申請された事務所が単なる住居で、営業の実態を確認できない。
- ・申請された電話番号では連絡が取れない、又は転送により別の事務所に繋がる。
- ・複数の事業所(名護市建設工事等入札参加資格者等)が同じ事務所内にて明確な区分なく営業を行っている。

5 登録の取消し等

入札参加資格審査を申請した者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、資格の登録を行わない、又は資格の登録を取り消すことがあります。

- (1) 入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったとき
- (2) 事務所の実態調査に応じないとき、又は調査の結果、事務所に実態がないと判明したとき
- (3) 審査の過程又は審査の結果で、入札参加資格を与える者として不適當であることが判明したとき
- (4) 提出書類に記載不備があり、その補正の要求に応じないとき。
- (5) 現状確認のため必要な調査の協力を求めたにもかかわらず、その要求に応じないとき。
- (6) 申請した内容に変更があったにもかかわらず、その変更を届け出ないとき。
- (7) 登録に必要な条件や要件を満たさなくなったと認められるとき。

6 その他

- (1) 登録後、申請内容の変更(特に技術者の増減等)が生じた場合は、速やかに変更届出書を提出すること。
- (2) 資格審査時及び資格審査合格後に、各事業所の実態調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。
- (3) 令和7年4月以降の追加申請は令和7年12月に実施する予定です。

7 提出書類

※「○」→必ず提出 / 「×」→不要 / 「△」→必要に応じて提出

No.	提出書類	備考	市内業者		市外業者
			法人	個人	
1	エクセルデータ (Nago_KenNai_Itaku) 【様式1】	前回まで使用していた旧バージョンのもの(拡張子が「xls」)は使用できません。 必ず拡張子が「xlsx」の様式を使用してください。	○	○	○
2	営業に必要とする登録証明書 (PDF)	測量業務、建築関係コンサルタント業務(建築設計)、登記手続業務及び補償関係コンサルタント業務(不動産鑑定)については必ず提出	○	○	○
3	法人→登記簿謄本 個人→個人開業届出書 (PDF)	法人事業者及び個人事業者	○	○	○
4	身分証明書(PDF) ※市町村で発行する証明書	個人事業者のみ 本籍地の市町村で取得	×	○	△
5	代表者の登記されていないことの証明書(PDF)	個人事業者のみ提出 次のいずれかで取得 郵送:東京法務局後見登録課のみ 窓口:全国の法務局・地方法務局(本局)	×	○	△
6	印鑑証明書(PDF) ※印影がはっきりと写るように調節してください	法人:法人の印鑑証明書 個人:代表者の印鑑証明書	○	○	○
7	営業所等に入札契約の権限を委任する委任状(PDF) 【様式2】又は任意様式可	市外業者で「業者基本情報入力表」の名護市内に所在する営業所に入札・契約の権限を委任する場合に提出	×	×	△
8	使用印鑑届(PDF) 【様式3】又は任意様式可 ※印影がはっきりと写るように調節してください	「6 印鑑証明書」以外の印鑑を入札・見積り、契約の締結並びに代金の請求及び受領に使用する者のみ提出	△	△	△
9	経営規模等総括表(PDF) 【様式4】又は沖縄県に提出したもの	各業種における実績高を記載し提出	○	○	○
10	実績調書【様式5】(PDF)	申請する業種ごとに作成すること。 ※必ず名護市指定の様式で作成してください。	○	○	○
11	「実績調書」記載の業務実績を証明する書類(PDF)	実績調書に記載する業務実績の内、元請業務又は下請け業務の実績証明書を提出(実績証明書は記載されている実績の内から1件分で構いません) (1) 元請業務の場合は契約書の写し又はテクリスに登録されている記載情報を提出 (2) 下請け業務については下請け通知書の写し又は下請け契約書の写し等を提出	○	○	○

No.	提出書類	備考	市内業者		市外業者
			法人	個人	
12	「技術職員有資格者名簿」に記載のある常勤の技術職員の保有資格の合格証明書、免状又は登録証 (PDF)	「資格区分コード表 (測量及び建設コンサルタント等業務)」に記載されている業種区分に係る資格について提出 ※技術士は選択科目まで記載された証明書を提出	○	○	○
13	「技術職員有資格者名簿」に記載のある職員のうち、名護市在住者確認欄で「○」を記入した方の市在住者であることを証明する書類 (PDF)	市内業者又は名護市内に所在する営業所に入札及び契約の権限を委任する市外業者 (準市内業者) のみ提出 ※住所確認書類 (1) 住民票抄本 (2) 運転免許証 (3) その他居住地が確認できる公的な書類	○	○	△
14	(1) 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書 (PDF) (2) 雇用保険被保険者証 (PDF) ※(1)又は(2)のうちいずれか1つを提出	市内業者又は名護市内に所在する営業所に入札及び契約の権限を委任する市外業者 (準市内業者) のみ提出 ※従業員人数及び技術者の所属確認のための書類 ※個人事業者で従業員が4人以下のため適用が除外されている場合は(2)を提出 ※証明書類等で雇用の確認以外の報酬額・税額等の項目については、塗りつぶし可	○	○	△
15	社会保険料納入証明書 (PDF)	※市外業者のみ提出 ※適用除外者は雇用保険被保険者証 (PDF) を提出	×	×	○
16	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書及び保険料納付の領収がわかるもの (PDF)	適用除外者は除く。	○	○	○
17	名護市の市税 (法人) 完納証明書 (PDF)	市内業者又は「業者基本情報入力表」に名護市内に所在する営業所を記入した市外業者は名護市税に未納税額がないことの証明書を提出 (法人事業者のみ)	○	×	△
18	名護市の法人市民税納税証明書 (PDF)	※市内業者又は「業者基本情報入力表」に名護市内に所在する営業所を記入した市外業者は名護市の法人市民税の申告及び納税を確認するために提出 (直近2年分)	○	×	△
19	代表者市税完納証明書 (PDF)	名護市に納税義務がある場合のみ提出 代表者に納税義務のある全ての市税が対象になります。	○	○	△
20	代表者の現住所確認書類 (PDF)	住所確認書類 (1) 住民票抄本 (2) 運転免許証 (3) その他居住地が確認できる公的な書類	○	○	○

No.	提出書類	備考	市内業者		市外業者
			法人	個人	
21	国民健康保険税完納証明書 (PDF)	社会保険加入者を除く。	△	△	×
22	法人設立(設置)申告書 (PDF) ※名護市税務課に提出した書類	市外業者で「業者基本情報入力表」の名護市内に所在する営業所の設置について名護市税務課に申告している場合に提出	×	×	△
23	営業所常勤職員名簿 (PDF)	市外業者で「業者基本情報入力表」に名護市内に所在する営業所を記入した場合に提出 ※名簿に記載した職員の雇用確認書類(健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者証等)を添付すること。	×	×	△
24	障害者手帳又は療育手帳及び本人同意書【様式6】 (PDF) 在籍が確認できる書類 (PDF) (加点希望なしの場合は不要)	※令和6年6月1日時点で障害者を雇用している場合 ※市内業者又は名護市内に所在する営業所に入札及び契約の権限を委任する市外業者(準市内業者)のみ提出 ※14の書類で在籍が確認できる場合は様式6のみ	○	○	△
25	I S O、エコアクション21の認証取得を示す登録証 (PDF) (加点希望なしの場合は不要)	※登録を受けている業者のみ提出 ※日本語表記の登録証を提出 ※市内業者又は名護市内に所在する営業所に入札及び契約の権限を委任する市外業者(準市内業者)のみ提出	○	○	△
26	ボランティア活動を証明するもの (PDF) (加点希望なしの場合は不要)	※無償奉仕によるものに限る。 ※新聞等の写し、公的機関等からの証明書であって、事業所名が確認できるものを提出。 ※人員を動員したボランティア活動が複数回ある場合は、最高5件まで加点の対象となります。 ※市内業者又は名護市内に所在する営業所に入札及び契約の権限を委任する市外業者(準市内業者)のみ提出	○	○	△
27	市内の建設コンサルタント等関連団体加入の証明書 (PDF) (加点希望なしの場合は不要)	団体からの加入証明書を提出。 ※発注者別評価点の説明資料に定める「その他団体」に加入する者は次の書類を提出。 (1) 団体の規約、会則等 (2) 加入業者名簿 (3) 活動実績報告書(任意様式) ※市内業者又は名護市内に所在する営業所に入札及び契約の権限を委任する市外業者(準市内業者)のみ提出	○	○	△

No.	提出書類	備考	市内業者		市外業者
			法人	個人	
28	事務所所在地位置図 (PDF) 【様式7】又は任意様式可	事務所の所在地がわかるものを提出 ※目印を表示し、できるだけ詳しく作成	○	○	×
29	事務所の写真 (PDF) 【様式8】	直近3か月以内の事務所に掲示された各業種に係る「許可票」及び事務スペース含む室内並びに看板含む外観のカラー写真 (計3枚以上)	○	○	×
30	資本関係等のある資格者同士に関する申告書 (PDF) 【様式9】	資本関係又は人的関係のある会社について記載 ※資本関係等のある会社がない場合も提出	○	○	○

備考 提出書類のうち公共機関が証明する各種証明書については、申請日において発行日から3か月以内であるものを提出してください。

8 受付期間

令和6年12月1日(日)～令和6年12月26日(木)

9 提出方法及び提出部数

名護市ホームページの「令和7・8年度入札参加資格審査申請フォーム」から申請する。

Excelデータ「Nago_KenNai_Itaku」の記入方法は、別紙の手引書を参照してください。

- ・申請フォーム掲載ページ：<https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2024092700042/>

※審査結果通知書は、申請のあった業者のメールアドレス宛に通知いたします。

10 問い合わせ先

〒905-8540 沖縄県名護市港一丁目1番1号
名護市 総務部 工事契約検査課
電話 0980-53-1212 (内線255/189)